

平成 22 年 7 月 21 日

企業結合専門委員会
ディスカッション・ポイント

企業結合（ステップ2）プロジェクトでは、平成 21 年 7 月に公表した論点整理に対するコメント対応を行っており、無形資産の公開草案と合わせて、本年第 3 四半期に公開草案を公表する予定である（個々の論点の検討状況は、審議事項(3)-2 参照）。本日のディスカッション・ポイントは以下のとおりである。

(1) 経過措置の取扱い（審議事項(3)-3 参照）

- 国際的な会計基準の取扱い等を踏まえ、次のとおり特段の扱いを定めることかどうか。

改正基準の適用日前の企業結合から生じたのれん なお、負ののれん、特定勘定、持分法等により生じたのれん（負ののれん）も含む。	適用日以降、のれんの償却は中止する。負ののれんや特定勘定の認識は中止する。これらの影響は期首剰余金の修正とする。
改正基準の適用日前の企業結合や事業分離などから生じた資産・負債（ 除く ） ・ 条件付取得対価 ・ 取得に要した支出額 ・ 暫定的な会計処理 ・ 偶発負債 ・ 支配獲得後の持分変動（非支配株主持分との取引） ・ 子会社の支配喪失、事業分離により生じた残存投資 ・ 子会社の欠損により非支配株主持分が負の場合の扱い	適用日前の企業結合や事業分離などに関連するものは、従来の会計処理を継続する。 適用日後の企業結合や事業分離などに関連するものは、改正基準を適用する。
表示 ・ 非支配株主持分（株主資本） ・ 当期純利益	過年度に遡及し、比較財務諸表の表示を組み替える。

(2) 適用時期について（審議事項(3)-3 参照）

- 強制適用は、2012 年 4 月 1 日からとすることが考えられるが、どうか。
- 早期適用は、以下の案が考えられるが、どうか。
 [A 案]2011 年 4 月 1 日から早期適用を認める。
 [B 案]早期適用を認めない。

以 上